

大切な命だから考えよう

「犬」「猫」との暮らし方

問合せ／環境総務課(市役所10階) ☎ 55-2768 FAX 51-0522

✉ ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

万が一飼い犬や飼い猫が迷子になったら…

環境総務課と次の連絡先にご連絡ください。

富士保健所衛生業務課 ☎65-2154 富士警察署会計課 ☎51-0110

犬との暮らし方

マイクログリップ登録制度

法律により、令和4年6月以降にペットショップなどで購入した犬や猫にはマイクログリップが装着されています。

新たに犬や猫を飼い始めた場合や、所有者・住所が変わった場合は、環境省ウェブサイト内の「犬と猫のマイクログリップ情報登録」から登録情報の更新を忘れずに行ってください。犬については、更新した翌日に環境省から市へ情報提供されるため、市役所窓口での手続は不要です。

※マイクログリップを装着していない場合は、市役所窓口での手続が必要です。

※猫については、市への登録は不要です。



▲詳しくはこちら

狂犬病の予防注射を動物病院で受けさせましょう

生後91日以上犬の所有者は、狂犬病の予防注射を、毎年1回(原則4～6月の間)お近くまたはかかりつけの動物病院で受けさせてください。

※詳しくは、3月中旬に届くお知らせがきをご覧ください。

※犬の体調不良などが理由で予防注射を受けさせられない場合は、獣医師の発行する猶予証を環境総務課に提出してください。

猫との暮らし方

室内飼養を徹底しましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、交通事故や感染症など、猫への危険もいっぱいあります。マナーを守り、室内飼養を徹底しましょう。

餌やりを行っている人へ

飼い主のいない猫に餌やりを行う場合は、餌をあげている人自身に猫の世話をする責任が発生します。猫のことを思いついて餌やりを行うためには、地域住民の理解を得る必要があります。次の3つを守りましょう。

- ① 時間を決めて餌をあげる
- ② トイレを必ずつくり、トイレ以外ではふん尿をしないようにしつける
- ③ 去勢・避妊手術をして飼い主のいない猫を増やさない

所有者の判明しない猫の「去勢・避妊手術補助制度」

所有者の判明しない猫の去勢・避妊手術をした場合は、その年度内(4月1日～翌年3月31日)に申請すると、補助金が交付されます。

※詳しくは、環境総務課にお問い合わせください。補助金は予算の範囲内で交付する

ため、予算が終了次第、申請受付を終了します。



▲詳しくはこちら

【地域猫活動】

地域住民(活動の主体)

- 猫の世話・活動資金集め
- 生活環境の保全 など



知識及び技術的なサポートや活動環境の整備などを行うことで、住民の活動を支援します

ボランティア

- TNR(★)の手伝い
 - 猫の管理方法のアドバイス
- ★TNRとは：飼い主のいない猫を捕獲し、去勢・避妊手術を行って、元の場所に戻すこと



市役所・保健所など

- 話し合いの場をつくる
- 去勢・避妊手術助成制度
- 活動の周知



飼い主のいない猫の問題は、地域全体で考え・話し合い、地域で解決することになります。解決策の1つとして「地域猫活動」がありますが、困り事や分からないことなどがある場合は、環境総務課にご相談ください。



▲詳しくはこちら

猫のふん尿や鳴き声で困りの人へ

飼い主のいない猫の問題は、地域全体で考え・話し合い、地域で解決することになります。